｢建築物に関する防犯設備の設置｣チェックリスト

[共同住宅]

|  |
| --- |
| 共用部分 |
| 共用出入口 | ① 周囲からの見通しが確保された位置にある又は防犯カメラの設置等により見通しを補完する対策が講じられている。 | □有 □無 |
| ② 共用玄関には、各住戸と通話可能なインターホン及びオートロックシステム（インターホンと連動する電気錠を備えた玄関扉による自動施錠システムをいう。以下同じ。）が導入されている。 | □有 □無 |
| ③ 共用玄関にオートロックシステムが導入されている場合には、　 共用玄関以外の共用出入口には自動施錠機能付きの錠を備えた扉が設置されている。 | □有 □無 |
| ④ 共用玄関にあっては、人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度（注２）が確保されている。 | □有 □無 |
| ⑤ 共用玄関以外の共用出入口にあっては、人の顔及び行動を識別できる程度以上の照度（注３）が確保されている。 | □有 □無 |
| 管理人室 | ①　共同出入口、共同メールコーナー（配達ボックスを含む。以下同じ。）　及びエレベーターホールを見渡せる位置又はこれらに接近した位置にある。 | □有 □無 |
| 共用メールコーナー | ① 周囲からの見通しが確保された位置にある又は防犯カメラの設置等により見通しを補完する対策が講じられている。 | □有 □無 |
| ② 人の顔及び行動を識別できる程度以上の照度が確保されている。 | □有 □無 |
| エレベーターホール | ① 共用出入口や共用廊下等からの見通しが確保された位置にある 又は防犯カメラの設置等により見通しを補完する対策が講じられている。 | □有 □無 |
| ② 人の顔及び行動を識別できる程度以上の照度が確保されている。 | □有 □無 |
| エレベーター | ①　かご内に防犯カメラが設置されている。管理人室等に当該カメラと連動するモニターテレビが設置され、当該カメラによる映像が録画されている。 | □有 □無 |
| ② 非常の場合において、押しボタン等によりかご内から外部に連絡し、又は外部の防犯ベルを吹鳴させることができる装置が設置されている。 | □有 □無 |
| ③ かご及び昇降路の出入口の戸に、外部からかご内を見通せる窓が設置されている。 | □有 □無 |
| ④ かご内は人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度が確保されている。 | □有 □無 |
| ⑤ 夜間及び早朝は各階に停止する。 | □有 □無 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 共用廊下、共用階段及び避難階段 | ① 周囲からの見通しが確保された位置にある。 | □有 □無 |
| ② 人の顔及び行動を識別できる程度以上の照度が確保されている。 | □有 □無 |
| ③ 共用階段のうち、屋外に設置されるものについては、外部からの見通しが確保され、かつ、住戸窓やバルコニーへの侵入防止に配慮した位置にある、又は必要な箇所に面格子やフェンス等の侵入防止用の設備が設置されている。 | □有 □無 |
| ④ 避難のみに使用する屋外階段の地上へ通じる出入口扉には、自動 施錠機能付きの錠が設置されている。 | □有 □無 |
| 屋　 上 | ① 屋上へ通じる出入口には、扉及び施錠設備が設置されている。 | □有 □無 |
| ② 共用廊下から屋上への侵入を防止するためにフェンス等の設備が 設置されている。 | □有 □無 |
| 駐車場 | ① 周囲からの見通しが確保された配置及び構造を有する、又は防犯 カメラの設置等により見通しを補完する対策が講じられている。 | □有 □無 |
| ② 人の行動を視認できる程度以上の照度(注４)が確保されている。 | □有 □無 |
| 自転車置場及びオートバイ置場 | ① 周囲からの見通しが確保された配置及び構造を有する、又は防犯カメラの設置等により見通しを補完する対策が講じられている。 | □有 □無 |
| ② チェーン用バーラックの設置等、盗難の防止に有効な措置が講じられている。 | □有 □無 |
| ③ 人の行動を視認できる程度以上の照度が確保されている。 | □有 □無 |
| 通　　 路 | ① 周囲からの見通しが確保された位置にある。 | □有 □無 |
| ② 人の行動を視認できる程度以上の照度が確保されている。 | □有 □無 |
| 児童遊園・広場又は緑地等 | ① 周囲からの見通しが確保された位置にある。 | □有 □無 |
| ② 人の行動を視認できる程度以上の照度が確保されている。 | □有 □無 |
| ③ 塀、さく又は垣等は、周囲からの見通しを妨げるものとならないようになっている。 | □有 □無 |
| その他 | ① 配管、雨どい、外壁等は、上階への足掛かりにならないよう配慮されている。 | □有 □無 |

注１ 住宅とは、共同住宅及び一戸建て住宅（長屋を含む。）をいう。

　２ 「人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度」とは、１０メートル先の人の顔、行動が明確に識別でき、誰であるか明確にわかる程度以上の照度（平均水平面照度（床面又は地面における平均照度をいう。以下同じ。）がおおむね５０ルクス以上）をいう。

　３ 「人の顔及び行動を識別できる程度以上の照度」とは、１０メートル先の人の顔、行動が識別でき、誰であるかわかる程度以上の照度（平均水平面照度がおおむね２０ルクス以上）をいう。

　４ 「人の行動を視認できる程度以上の照度」とは、４メートル先の人の挙動、姿勢等が識別できる程度以上の照度（平均水平面照度がおおむね３ルクス以上）をいう。

|  |
| --- |
| 専用部分 |
| 住戸の玄関 | ① 廊下、階段等からの見通しが確保された位置にある。 | □有 □無 |
| ② 玄関扉の材質は、破壊が困難なものであること。また、こじ開け 防止に有効な措置(注５①)が講じられている。 | □有 □無 |
| ③ 玄関扉の錠は、破壊が困難であり、かつ、ピッキング等による解錠が困難な構造を有し、又はピッキング、サムターン回し等による解錠を困難にする措置が講じられている(注５②)。また、補助錠が設置されている。 | □有 □無 |
| ④ 玄関扉にドアスコープ、ドアチェーン等が設置されている。 | □有 □無 |
| インターホン | ① 住戸玄関の外側との間の通話機能を有する。 | □有 □無 |
| ② 管理人室が置かれている場合には、管理人室との間の通話機能を 有する。また、オートロックシステムが導入されている場合には、 共用玄関扉の電気錠と連動し、共用玄関の外側との間の通話機能を 有すること。 | □有 □無 |
| ③ 管理人室等に非常時であることを知らせる非常押しボタンが設置 されている。 | □有 □無 |
| 住戸の窓 | ① 共用廊下に面する住戸の窓（侵入されるおそれのない小窓を除く。 以下同じ｡)及び接地階に存する住戸の窓のうちバルコニー等に面す るもの以外のものには、避難を考慮した面格子の設置等、侵入の防止に有効な措置が講じられている。 | □有 □無 |
| ②　バルコニー等に面する住戸の窓のうち侵入が想定される階に存するものには、鍵付きクレセント及び補助錠の設置等、進入の防止に有効な措置が講じられている。 | □有 □無 |
| ③ 窓ガラスの材質は、避難計画等に支障のない範囲において破壊が 困難なものである(注５③)。 | □有 □無 |
| バルコニー | ① 縦どい、手すり等を利用した侵入の防止に有効な構造を有する。 | □有 □無 |
| 1. 手すりは、プライバシーの確保、転落防止及び構造上支障のない

範囲において、見通しが確保されたものである。 | □有 □無 |

注５：住宅に係る犯罪防止のために必要な設備の例

　①　玄関扉のこじ開け防止に有効な措置

　　　「玄関扉のこじ開け防止に有効な措置」としては、例えばガードプレート（通称）の設置 等がある。

　②　破壊及びピッキング等が困難な構造を有する錠

　　　｢破壊及びピッキング等が困難な構造を有する錠｣としては、例えば財団法人全国防犯協会 連合会が実施している｢優良住宅用開きとびら錠型式認定制度｣により認定された錠(通称CP 錠）及び平成１２年７月１日から施行されたシリンダー（鍵穴周辺の円筒部分）のみを対象 として耐ピッキング性能だけを評価するCP-C認定制度により認定されたシリンダーを装着 した錠がある。

　　　また、サムターン回し対策として、サムターンカバーを装着することがあげられる。

 ③　破壊が困難な窓ガラス

　　　「破壊が困難な窓ガラス」としては、例えば合わせガラスがある。